

市民生活の向上めざし

誰一人取り残されない学びの
多様化について



磯野 村 議員

問 不登校の保護者グループや会などができるような取組みを行っているのか。

答 不登校児童・生徒の保護者同士の情報交換などの場を設定することは考えていないが、保護者からの相談は、本市の教育センターなどで個別に対応する。

問 長野県教育委員会では、教育関係者や居場所運営者などが協力してコミュニケーションシートを作成している。配布物の対応など、やり取りしやすいように項目が記載されているものがある。本市の不登校児童・生徒の保護者に見てもらったが、「こういうものが欲しかった」との声があった。本市でも活用を検討してほしいが認識は。

答 学校と児童・生徒やその保護者とのコミュニケーションは、直接対面して行うことが大切だと考えているが、実情に応じて様々なコミュニケーションのツールを活用することも方法の一つであると認識している。

問 梨の実ルームや校内別室において、子供の主体性を大切にする取り組みは。また、梨の実ルームに通わなくなってしまう理由を把握・分析することも必要と考えるが認識は。

答 梨の実ルームや校内別室での学習内容や過ごし方などは、児童・生徒と職員とが相談、確認し、児童・生徒の心情に寄り添いながら対応している。また、梨の実ルームに通室しなくなった理由を把握することは、大切であると認識している。

若葉台公園 円形広場の原っぱと桜並木の保全について



梶浦 美希 議員

問 円形広場の原っぱと桜並木の整備の経過と現状は。

答 平成13年4月に開園後10年が経過し、原っぱの芝生の生育状況が悪く、一部に水たまりができたため、平成23年に水たまり解消の改良工事を実施したほか、桜並木は、公園利用の支障となる枝の剪定などを適宜、実施している。原っぱと桜並木の現状は、芝生の一部が失われている箇所はあるが、原っぱとしての機能は良好に維持されている。また、桜並木は、開園から24年が経過し、幹や枝が成長し、桜の開花時期には多くの来園者が咲き誇る桜の花に囲まれ、楽しまれている状況である。

問 ソメイヨシノの桜並木の樹木の保全管理は。

答 若葉台地区夏まつりの開催に合わせて実施するなど、地域の公園利用状況を鑑みて行うように努めている。

ひとり親家庭・離婚別居家庭・
低所得家庭への教育費の支援について



村上 真美 議員

問 東京都母子及び父子福祉資金は、市は原則として連帯保証人を求めているが理由は。また、兄弟など、同時に2人以上の申請の場合、別々の保証人が必要となるのか、保証人が立てられない場合はどうするのか。

答 保証人を原則としているのは、制度を設けている都のQ&Aに基づくものである。同時に2人以上の貸付けを申請する場合、別々の保証人を立てるよう伝えている。難しい場合は、都のQ&Aに基づき、借受人と十分面接を行い、個々の状況に応じた対応をしている。また、社会福祉協議会と連携し、保証人がいなくても借入れ可能な資金などの案内などもしている。

問 離婚別居家庭への教育費の支援はあるのか。

答 離婚調停中や遺棄と同様の生活が3か月以上継続している場合あるいはDVなどの状況において貸付けの要件を満たす場合には、東京都母子及び父子福祉資金の貸付けの対象となる。

問 教育資金や奨学金の情報について、プッシュ型の周知や、ワンストップのサイトを設けることの検討は。

答 毎年、進路について検討する時期の7月頃と受験校や手続の準備をする11月頃に広報いなぎで周知している。資金を比較検討できるものとして、パンフレットの作成や各資金の問い合わせ先のURLを掲載するなど、分かりやすいホームページとなるよう既に検討している。



▲若葉台公園の円形広場

三沢川のさくらについて



池田 健二 議員

問 三沢川側道において、桜の成長が著しい百村の神王橋から矢野口の新田橋までの間に植樹されている桜の品種と本数については。

答 ソメイヨシノ、オオシマザクラ、ヤマザクラ、サトザクラの4種が約280本植樹されている。

問 木々の今後の維持管理の進め方については。

答 歩行者などの安全を確保するために、倒木の恐れがある木の伐採や太枝の剪定を行うとともに、三沢川側道の桜を適切に維持管理していくための対応などについて検討していきたいと考えている。

問 三沢川の桜は、市民はもとより、この桜並木を見るために市へ訪れる方もたくさんおり、非常に見応えのある重要な観光資源だと考える。歩行者などが安全に通行できるように、必要に応じて伐採なども行うとともに、ぜひとも観光資源としての維持も念頭に置いて、適切に管理してほしいが、今年度はどのようなことを進めていくのか。

答 令和2年度に実施した三沢川の桜の樹木育成状況調査に基づき、現状を確認しながら、歩行者の通行の安全を考慮した伐採など必要に応じて進めるとともに、観光資源としての桜の維持といった視点も勘案し、伐採などで減ってしまった桜を補完するための計画の策定に向け、取り組んでいく。

補聴器購入費助成事業について



田中 健二 議員

問 都の高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業と従来の高齢社会対策区市町村包括補助事業との違いは。

答 高齢社会対策区市町村包括補助事業は、区市町村が実施する高齢者への補聴器支給などの事業が、事業実施要綱に定める選択事業の1つその他別に定める事業に該当する場合に補助するもので、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業は、加齢性難聴に係る補聴器助成のみならず、早期発見・早期対応に係る普及啓発などの経費が包括的に補助対象とされている。

問 普及啓発という言葉からも分かるように、都内の区市町村では補聴器支援事業が広がってきたこと、それを前提にしたか

答 高齢社会対策区市町村包括補助事業の選択事業のうち、その他別に定める事業において、対象にはなかった早期発見・早期対応に係る普及啓発等経費が包括的に対象として新たに加えられ、個別に補助事業化されたものと認識している。

※茶色く太字になっている用語については6面で詳しく説明しています。